令和 5 年度 学校推薦型選抜 学生募集要項

【重要】

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあります。

なお、変更することを決定した場合は、ただちに本学ホームページでお知らせします。

国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

	目	次							
理念等・・・・・・・・・					1				
入学者選抜関係日程・・・・					8				
学生募集要項									
募集人員・・・・・・					9				
出願資格等・・・・・					1 0				
医学科									
看護学科									
大学入学共通テストで	受験を要する	る教科・科目	1						
出願手続・・・・・・					1 2				
出願期間									
出願書類等の提出先及	び照会先								
出願書類等									
出願方法									
留意事項									
選抜方法等・・・・・					1 3				
医学科									
看護学科									
不正行為等の取扱い・・					1 5				
障害等のある入学志願者	との事前相談	£ • • • •			1 6				
合格者発表・・・・・					1 7				
入学手続									
個人情報の取扱い・・・					1 8				
出願書類記入上の注意・					1 9				
入学志願票									
電算処理原票									
滋賀県医師養成奨学金制度の	概要・・・・				2 0				
学内の略図・・・・・・・					2 4				
医学科における研究医の養成	について・・				2 5				
大学案内・・・・・・・・					2 6				
(詳細については大学案内パ	パンフレットを	を参照してく	ださい。)					
入学時の諸経費									
修学支援制度									
福利・厚生									
健康管理									
学生教育研究災害傷害保	:険								
課外活動									
通学の交通機関									

理念等

理 念

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・ 看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

医学科 教育目標

医学部医学科では、本学の使命のもと、豊かな教養と確かな倫理観を備え、高度な専門的知識と技能を有し、教育・研究・臨床等の実践の場で中心的な役割を担い、地域医療、社会福祉、国際社会に貢献する人材の育成を目指しています。

教養と倫理観

一般教養、医の倫理、行動科学等の講義・実習を通じて、医のプロフェッショナルに 求められる豊かな人間性と確固たる倫理観を醸成する。

専門性

基礎医学、臨床医学及び社会医学等の講義・実習を通じて、医師・医学研究者になる ための幅広い知識、技能を涵養する。

科学的探究心と国際性

研究室配属、研究医養成コース、海外留学等を通じて、科学的探究心や国際的な研究・ 医療に貢献する素養を養成する。

地域医療への貢献

地域医療体験実習、学内外の臨床実習等を通じて、地域医療の意義を理解し、全人的 医療を地域に提供できる能力を養成する。

看護学科 教育目標

医学部看護学科では、本学の使命のもと、豊かな教養と確かな倫理観を備え、高度な専門的知識と技術を有し、教育・研究・臨床等の実践の場で中心的な役割を担い、地域のニーズに合わせた看護職の役割を理解することができる次のような能力を備えた人材育成を目指しています。

教養と倫理観

看護の対象となる多様な人々の信条、人格、権利を尊重し、確固たる倫理観をもって 行動できる豊かな人間性を養う。

専門性

看護実践のエキスパートを目指して、健康上のニーズを把握し、支援するために必要な基本的能力、包括的な保健・医療・福祉の実践における多職種・多機関との連携・協働の必要性を認識し、看護職としての責任を果たす能力を養う。

科学的探究心と国際性

問題発見力・論理的思考力を身につけ、国際的見地に立ち、将来の看護専門職リーダーとして成長できる素養を養う。

地域医療への貢献

国内外の保健・医療・福祉環境の変化に関心を持ち、地域医療に貢献できる能力を養う。

医学科 アドミッション・ポリシー (入学者の受入れに関する方針)

求める学生像

近年、生命科学の分野は著しく進歩し、医学に関する知識量は膨大となり、また新たな学問分野も生まれつつある。一方、医学・医療に対する社会のニーズは多様化し、医学・医療のみならず、生命科学、福祉、国際医療等、様々な分野において、有能な人材が求められている。このような状況の中、本学の理念に基づき、医療人に必要な学識・能力・技能を修得する素養を持ち、医学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む、次のような人材を求めている。

- 1. 医学の修得に必要な幅広い基礎学力と応用力を有する者
- 2. 十分なコミュニケーション能力を持ち、協調性や他者への思いやりのある者
- 3. 大いなる好奇心を持って、自ら考え自ら解決する気概のある者
- 4. 地域医療に深い関心を持ち、特に滋賀県の医療に貢献する意欲を持つ者
- 5. 国内外における医学・医療研究の実践及び発展のために、生涯を通じて真摯に取り組む者

入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するために、一般選抜(地域医療枠を含む)、学校推薦型選抜(地元医療枠を含む)、第2年次学士編入学試験を行っている。

地域医療枠、地元医療枠では、滋賀県の医療に情熱を持って従事しようとする者を望んでいる。

学校推薦型選抜

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テスト、小論文、面接を総合して選抜を行う。大学入学共通テストでは幅広い基礎学力を測り、小論文では理解力、思考力及び表現力を評価し、調査書等の提出書類と面接では地域医療への意欲、協調性、自己表現力、リーダーシップ、倫理観、コミュニケーション能力等を評価する。

医学科 カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成及び実施に関する方針)

医学部医学科は、一般教養、基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学に関する授業科目を体系的に編成し、医のプロフェッショナルとして必要な知識、技能、倫理観及び科学的探究心を養うことを目標とします。

1. 教育課程の編成の方針

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識と能力を修得させるために、一般教養、基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学に関する授業科目を体系的に編成し、医のプロフェッショナルとして必要な知識、技能、倫理観及び科学的探究心を養うことを目標にしたカリキュラムを策定する。

2. 教育課程における教育・学修方法に関する方針

- (1) 一般教養科目、医の倫理、医学英語を6年一貫教育カリキュラムの中に配置して、豊かな教養や国際性、医療人としての確固たる倫理観及び社会性を養う。また、医学・医療に直接関連する授業科目や実習を入学後早期から開講し、学生の医学修得の動機付けを積極的に行う。
- (2) 基礎医学科目では、講義に加えて少人数で行う実習と演習も重視して、基本的概念の理解を助ける。臨床医学では、臓器・器官別に講義を行い、疾患の系統的理解を助ける。
- (3) 横断的臨床領域の具体的な症例をグループ討論や個人学習で学ぶ少人数能動学習を行い、問題発見·解決能力、自己開発能力、臨床推論能力を養う。さらにはコミュニケーション能力や協調性の育成も図る。
- (4) 学内臨床実習では、学生はスチューデントドクター (Student Doctor) として、指導医(教員) の教育・指導のもとに診療チームの一員として診療に参加し、基本的臨床技能や臨床推論能力を身につける。さらに、学外臨床実習では、地域の医療機関で実習を行い、地域医療や福祉・介護の実際を体験して、その理解を図る。
- (5) 自ら研究テーマを設定し国内や海外で研究活動を行う研究室配属(自主研修)により、 医学研究を体験し、研究に対する意欲や理解力を養う。
- (6) 医学概論、医学特論、公衆衛生学・社会医学フィールド実習、学外臨床実習等の講義・実習 を通して、国内外の保健や医療行政等、人々の健康増進に必要な社会医学の役割と課題につ いて理解を深める。

3. 学修成果の評価の方針

シラバスに記載された学修目標について、筆記試験、実技試験、レポート等、多面的な評価 方法により、それぞれの到達状況を客観的に評価する。

医 学 科 デ ィ プ ロ マ ・ ポ リ シ ー (卒 業 の 認 定 に 関 す る 方 針)

医学部医学科では、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を 修得し、次のとおり優れた知識と能力を身につけた学生に学士(医学)の学位を授与します。

- 1. 豊かな人間性と確固たる倫理観を身につけ、社会が求める医のプロフェッショナリズムを実践することができる。
- 2. 発展し続ける基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学を十分に理解して、それらを診療や研究の場で活用することができる。
- 3. 基本的臨床技能や臨床推論能力を持ち、かつ実践することができる。
- 4. 十分なコミュニケーション能力や協調性を持ち、患者や医療スタッフと良好な関係を築き、 多職種間連携も円滑に行うことができる。

- 5. 自己主導型学習能力や生涯学習態度を身につけ、それらを実践することができる。
- 6. 地域医療に対して十分な理解を有し、地域社会の多様な要請に応えることができる。
- 7. 科学的探究心を持ち、基本的研究手技を修得し、医学研究を通して国内及び国際社会に貢献 する素養を身につけている。
- 8. 国内及び国際社会における保健と医療行政を理解し実践することができる。

看護学科 アドミッション・ポリシー (入学者の受入れに関する方針)

求める学生像

本学の理念に基づき、高い教養と確固たる倫理観を備えた看護職の育成を目指しており、卒業生が看護師、保健師、助産師として地域に貢献し、また看護職者としてのスペシャリストや管理職、教育者・研究者として活躍できることを目標としている。そのため、看護職に必要な学識・能力・技術を修得する素養を持ち、看護学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む、次のような学力の3要素をもった人材を求めている。

- 1. 看護学の修得に必要な基礎学力と応用力がある者
- 2. 十分なコミュニケーション能力を持ち、看護学の修得や課題の探究に真摯に取り組むこと ができる者
- 3. 能動的学習や生涯学習ができ、協調性や他者への思いやりがある者

入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するために、一般選抜、学校推薦型選抜を行っている。

学校推薦型選抜

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テスト、面接を総合して選抜を行う。 大学入学共通テストによる学力評価に加え、志願理由書等の提出書類や面接で学修の到達度や高等学校在学中の様々な活動実績、志望の意欲や明確さ等を評価する。

看護学科 カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成及び実施に関する方針)

医学部看護学科は、教養教育及び専門教育に関する授業科目を体系的に編成し、講義、演習及び実験・実習を効果的に組み合わせて、幅広い知識と教養、豊かな人間性、確固たる倫理観を身につけながら、理論と実践を科学的に追求し、かつ看護専門資格取得につながる授業を開講します。

1. 教育課程の編成の方針

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技術を修得させるために、外国語を含む一般教養科目、専門基礎科目、専門看護科目を体系的に編成した。国内外の保健・医療・福祉環境の変化に関心を持ち、医療者として必要な知識や倫理観、実践的看護技術、科学的探究心を持った看護職者を養成する。

2. 教育課程における教育・学修方法に関する方針

〈全課程〉

- (1) 教養科目と基礎科目の統合を図り、自然環境から社会の仕組みまでを健康との関係で捉 え、個としての人間や人間の生命活動を理解することを助ける。
- (2) 医療・看護学における倫理について深く学び、医療・看護活動や看護研究に関わる様々な倫理的問題に気づく力を養う。
- (3) 専門科目では理論と実践を統合するとともに、附属病院及び地域の保健医療福祉施設との連携・協力により、医療者として必要な知識や実践的看護技術を養う。
- (4) 国内外の保健・医療・福祉環境の変化に関心を持ち、世界的視野に基づく健康課題を学び、国際的な支援活動のあり方やその方法について理解することを助ける。
- (5)包括的な保健・医療・福祉の実践並びに多職種との連携・協働に不可欠なコミュニケーション能力を強化する授業科目の開講や医学科との合同授業を行う。
- (6) 看護研究方法論等を配置し、臨床的知見を踏まえた看護学研究や論文作成の方法を教授するとともに、学会や研究会への参加を促す。
- (7) 地域医療の実際や地域で暮らす療養者とその家族への支援に関わる地域ケアシステムを 理解する。

〈保健師課程〉

公衆衛生看護活動における地域診断の基本的知識及び住民の健康課題の解決に必要な基本的 技術を養う。

〈助産師課程〉

母子保健や女性の健康に関する課題について、助産師に求められる役割と責任を理解し必要な 助産診断と助産技術を養う。

〈地域医療実践力育成コース〉

地域医療や地域包括ケアの中心的役割を担う看護専門職に求められる知識、技術及び課題解 決力を養う。

3. 学修成果の評価の方針

シラバスに記載された学修目標について、筆記試験、レポート、プレゼンテーション、実技試験 等、多面的な評価方法によって、その達成度を客観的に評価する。

看護学科 ディプロマ・ポリシー (卒業の認定に関する方針)

医学部看護学科では、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位 を修得し、次のとおり優れた知識と能力を身につけた学生に学士(看護学)の学位を授与します。

〈全課程〉

- 1. 豊かな人間性並びに幅広い教養を身につけ、十分なコミュニケーションをとることができる。
- 2. 確固たる倫理観に基づき、看護の対象者や保健医療福祉専門職と良好な関係を築き、利他的な姿勢で多職種と連携・協働することができる。
- 3. 健康な人々を含むすべての人々の健康生活を支援することができる。さらに、国際的見地から健康問題を捉えることができる。
- 4. 自ら積極的に課題を発見し解決する能力や研究する態度等、専門職あるいは将来の研究者としての基本的な研究手法等の素養を持つことができる。
- 5. 地域の保健・医療・福祉ニーズを把握し、地域医療に貢献できる。

〈保健師課程〉

人々の健康で文化的な生活を営む権利を保障するために、保健師の役割を理解し、主体的な公衆衛生看護活動を行うことができる。

〈助産師課程〉

助産診断に基づく助産ケアの実践と分娩介助等の周産期医療において助産師に求められる能力を身につけ、さらにウィメンズへルスの支援をすることができる。

〈地域医療実践力育成コース〉

地域医療を深く理解し、地域包括ケアを担う看護専門職として支援できる。

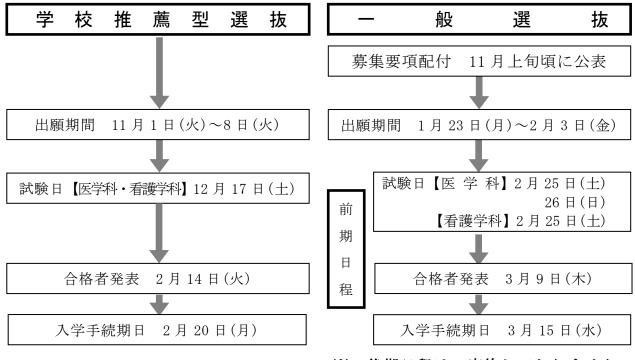
入学者選抜関係日程

大学入学共通テスト 受験案内配付 9月1日(木)~ 出願期間 9月26日(月)~10月6日(木)

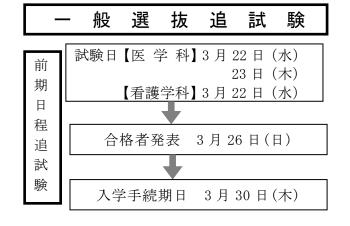
大学入学共通テスト本試験

1月14日(土)・15日(日)

大学入学共通テスト追試験 1月28日(土)・29日(日)



※ 後期日程は、実施しておりません。



一般選抜追試験は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、令和5年2月25日(土)・26日(日)の一般選抜(前期日程)を受験できない者が対象となります。詳細は、一般選抜(前期日程)学生募集 要項にてお知らせします。

学生募集要項

募集人員

学科	募集人員	
	一般枠	地元医療枠
医 学 科	2 9	6
看護学科	1	5

【地元医療枠 6名】

滋賀県出身者(注1)のうち、地元医療に強い意欲を持ち、滋賀県が設定する「滋賀県医師養 成奨学金」(注2)を入学初年度より貸与を受け、卒業後、滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院で診療業務に従事するとともに、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加する意思を持った者を募集する枠です。

なお、合格基準に達した者が「地元医療枠」の募集人員を超えた場合は、一般枠においても選 考の対象となります。

- **注1** 滋賀県出身者とは、(1) 又は(2) のいずれかに該当する者です。
 - (1) 滋賀県内の高等学校若しくは中等教育学校を令和3年度中に卒業した者及び令和4年度中に 卒業した者又は卒業見込みの者
 - (2) 本人又は父母、祖父母、未成年後見人のいずれかが、新たに入学する年度の4月1日の1 年前の日より前から、引き続き滋賀県内に住所を有する者
- 注2 「滋賀県医師養成奨学金」は、滋賀県が特に本学医学部医学科の入学者を対象に設定する、将来、滋賀県内の病院で勤務する医師を養成するための奨学金制度です。制度の詳細は、20ページの「滋賀県医師養成奨学金制度の概要」を参照してください。

出 願 資 格 等

医 学 科

出願資格	高等学校若しくは中等教育学校を令和3年度中に卒業した者及び令和4年度中に卒業した者又は卒業見込みの者で、令和5年度大学入学共通テストにおいて、本学が指定した教科・科目(次頁参照)を受験し、かつ、次の出願要件を満たす者
出願要件	1. 出身学校における学習成績、人物について、本学が求める人材(将来の医師又は研究者にふさわしい優れた能力・人格を有し、更に本学志願の動機が明確であり、積極性に富んでいる者)であると学校長が責任を持って推薦できる者 2. スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した学校生活を送った者 3. 出身学校において物理、化学及び生物から2科目以上履修(見込みを含む)した者(理数科にあっては、理数物理、理数化学及び理数生物のうち2科目以上) 4. 出身学校における調査書の学習成績概評がA段階の者 5. 合格した場合は、入学を確約できる者
推薦人員	1高等学校若しくは1中等教育学校の学校長が推薦し得る人員に、制限は設けていません。

看 護 学 科

出願資格	高等学校若しくは中等教育学校を令和4年度中に卒業した者又は卒業見込みの者で、令和5年度大学入学共通テストにおいて、本学が指定した教科・科目(次頁参照)を受験し、かつ、次の出願要件を満たす者
出願要件	1. 出身学校における学習成績、人物について、本学が求める人材(将来の看護師、保健師、助産師又は研究者にふさわしい優れた能力・人格を有し、更に本学志願の動機が明確であり、積極性に富んでいる者)であると学校長が責任を持って推薦できる者2. スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した学校生活を送った者3. 出身学校における調査書の全体の評定平均値が4.0以上の者4. 合格した場合は、入学を確約できる者
推薦人員	1高等学校若しくは1中等教育学校の学校長が推薦し得る人員に、制限は設けていません。

大学入学共通テストで受験を要する教科・科目

学 科	教 科	科目	科目数
	国 語	『国語』	1
	地理歴史	「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、『倫理,政治・経済』から	1
医学科	公 民	1科目選択	1
	数 学	『数学 I ・数学A』、『数学Ⅱ・数学B』	2
	理科	「物理」、「化学」、「生物」から2科目選択	2
	外国語	『英語』必須	1
	国 語	『国語』	1
	地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理,政治・経済』	1
	公 民		1
看護学科	数 学	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』から 1科目選択	1
	理科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」から2科目、又は、「物理」、「化学」、「生物」から1科目選択	2又 は1
	外国語	『英語』必須	1

- (注) 1. 「地理歴史・公民」について、複数の科目を受験している場合は、第1解答科目の成績を用います。
 - 2. 看護学科の「数学」について、複数の科目を受験している場合は、高得点の科目の成績を用います。
 - 3. 看護学科の「理科」について、
 - ① 『基礎を付した』3科目(「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」)から2科目及び『基礎を付していない』3科目(「物理」、「化学」、「生物」)から1科目を選択した場合は、いずれか高得点の成績を用います。
 - ② 『基礎を付していない』 3 科目 (「物理」、「化学」、「生物」) から 2 科目を選択した場合は、第 1 解答科目の成績を用います。

なお、『基礎を付していない』理科の科目において、本学が指定した科目以外の科目(「地学」)を 第1解答科目として受験した場合については、本学への出願資格はありませんので注意してください。

4. 「外国語」は英語を必須とし、リスニングの成績も利用します。

出 願 手

1. 出願期間

学科	出願期間
医 学 科	
看 護 学 科	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

2. 出願書類等の提出先及び照会先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学 入試課入学試験係 電話 077-548-2071 (直通)

3. 出願書類等(※印は本学所定の用紙等)

書 類 等	備
入学志願票(学校推薦型選抜用)	19ページの「出願書類記入上の注意」を参照のうえ記入してください。
電算処理原票※	II .
令和5共通テスト成績請求票 (推薦 国公立推薦型選抜用)	令和4年12月17日(土)の試験当日に回収します。 (前期日程用等と異なりますので、注意してください。)
受験票・写真票※	写真(3か月以内に撮影した正面上半身、無帽、縦4cm×横3cmのもの) を写真欄に貼付してください。
推薦書※	出身学校長が作成し、厳封したもの。
志願理由書※	志願者本人が記入したもの。
調査書	文部科学省が定めた様式により、出身学校長が作成し、厳封したもの。
検定料納付確認書 (巻末に綴込み) ※	入学検定料 17,000 円を、検定料振込用紙(本学所定の用紙・巻末に綴込み)を使用し、令和4年10月18日(火)から11月8日(火)の期間に銀行で振り込んだ後、収納印を受けた「振込金受領証明書」を貼付してください。
受験票送付用封筒※	宛先を記入し、344円分の切手を貼付してください。
あて名票 (A) (B) ※	あて名票(A)に出身学校長の宛先を、(B)には選考結果を受ける宛先を記入してください。台紙は、はがさないでください。
	<医学部医学科 地元医療枠出願者のみ>
住民票等	9ページ記載の滋賀県出身者のうち、(2)に該当する志願者は、本人又は父母、祖父母、未成年後見人のいずれかの現住所の居住期間及び本人との続柄が分かる市区町村役場が発行する住民票等の証明書を提出してください。

- (備考) 1. いったん受理した出願書類は、理由のいかんにかかわらず返還できません。
 - 2. 出願書類等に記載事項の記入漏れ、その他不備のある場合は、受理しないことがあります。
 - 3. 出願書類等受付後は、記載事項の変更は認めません。
 - 4. 出願書類に虚偽の申告をした者については、入学後であっても入学許可を取り消すことがあります。

4. 出願方法

出願書類等は、出身学校長を通じて郵送してください。 郵送にあたっては出願書類等を一括のうえ、 本要項添付の所定の封筒により『書留・速達郵便』で送付してください。

なお、同一学校から複数の志願者がある場合には、志願者別にそれぞれ所定の封筒に封入し、一括 して別の封筒に入れ『書留・速達郵便』で送付してください。

5. 留意事項

- (1) 国公立大学の学校推薦型選抜(大学入学共通テストを課す場合、課さない場合を含む)へ出願することができるのは、1つの大学・学部に限られるので、留意してください。
- (2) 国公立大学の一般選抜における合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、氏名、本学の受験番号、大学入学共通テストの受験番号に限り、合否及び入学手続に関する個人情報を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達します。
- (3) 受験票は、12月2日(金) 頃までに、志願者宛に本学から発送します。12月5日(月) までに受験票が到着しない場合は、12ページの「出願手続2の照会先」に至急電話連絡してください。
- (4) 障害を有する等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある場合は、出願に先立ち事前相談を行いますので、16ページを参照してください。
- (5) 入学検定料返還該当者への返還手続きについて

入学検定料返還の該当者は以下のとおりです。以下に該当しない者は理由のいかんを問わず返還は行いません。該当する者は、12ページの「出願手続2の照会先」へ12月6日(火)までに必ず申し出てください。

- ① 検定料を払い込んだが出願しなかった(出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった)者
- ② 検定料を誤って二重に払い込んだ者

選抜方法等

医 学 科

1. 選抜方法

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テストの成績、小論文、面接を総合して合格者を決定します。

2. 選抜の日程

月日	時 間	科目等	備考
	10:00~12:00	小 論 文	資料に基づいて論述させ、理解力、思考力 及び表現力を評価する。
12月17日 (土)	13:30~	面 接 (グループディスカッション)	将来、医師又は研究者となるにふさわしい資質・適性の観点から評価する。 詳細については、受験票送付の際、通知する。

3. 場 所

滋賀医科大学(24ページの「学内の略図」を参照)

4. 受験に関する注意

(1) 滋賀医科大学受験票及び<u>令和5共通テスト成績請求票(推薦</u>国公立推薦型選抜用)を忘れず持 参してください。

なお、**令和5共通テスト成績請求票**について、試験当日に持参できない場合は、試験当日に申し出てください。

また、本学受験票は、入学手続の際に必要となりますので大切に保管してください。

- (2) 試験当日は、**午前9時20分**までに指定の試験室(受験票送付時に通知します。)に入室してください。
- (3) 小論文の試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認めます。 なお、面接の集合時刻 (試験当日に通知) に遅刻した場合は、受験資格を失いますので特に注意してください。
- (4) 小論文に使用できるものは、黒鉛筆(シャープペンシル可)、鉛筆削り(電動式を除く)、 消しゴム、メガネ、時計(計時機能のみ)、目薬、ハンカチ、ティッシュペーパー(中身だけ取り 出したもの。)に限ります。
- (5) 試験場内では不織布マスクの着用を義務付けていますので、事前に不織布マスクを用意してくだ さい。
- (6) 昼食(湯茶を含む)を用意してください。
- (7) 志願者に対する宿泊施設の斡旋は行いません。

看護学科

1. 選抜方法

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テストの成績、面接を総合して合格者を決定します。

2. 選抜の日程

月日	時間	科目等	備
12月17日 (土)	9:30 ~	面 接 (グループディスカッション)	将来、看護師、保健師、助産師又は研究者となるに ふさわしい資質・適性の観点から評価する。 詳細については、受験票送付の際、通知する。

3. 場 所

滋賀医科大学(24ページの「学内の略図」を参照)

- 4. 受験に関する注意
 - (1) 滋賀医科大学受験票及び令和5共通テスト成績請求票(推薦 国公立推薦型選抜用)を忘れず持 参してください。

なお、**令和5共通テスト成績請求票**について、試験当日に持参できない場合は、試験当日に申し出てください。

また、本学受験票は、入学手続の際に必要となりますので大切に保管してください。

- (2) 面接についての詳細(集合時刻等)は、受験票送付時に通知する文書により確認してください。 なお、所定の集合時刻に遅刻した場合は、受験資格を失いますので特に注意してください。
- (3) 試験場内では不織布マスクの着用を義務付けていますので、事前に不織布マスクを用意してください。
- (4) 志願者に対する宿泊施設の斡旋は行いません。

不正行為等の取扱い

不正行為について

以下のことをすると不正行為となります。**不正行為を行った者は失格とし、それ以降の受験は** 認めません。また、それまでに受験していた全ての教科・科目の成績を無効とします。

なお、不正行為によっては、警察に被害届を提出する場合もあります。

- (1) 受験票に本人以外の写真を貼ること、あるいは解答用紙に本人以外の名前や受験番号を記入すること。
- (2) カンニング (試験中に教科書・辞書等の参考書類や他の受験者の答案を覗き見る等) を行うこと。
- (3) 他の受験者に答えを教える、解答用紙を見せる等、カンニングの手助けを行うこと。
- (4) 試験時間中に、配付された問題冊子・解答用紙・下書き用紙を、試験室から持ち出すこと。
- (5) 解答はじめの指示がある前に、問題用紙を開くこと及び解答を始めたりすること。
- (6) 解答やめの指示に従わず、筆記用具を持ち続けること及び解答を続けること。
- (7) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン等の電子機器類を鞄にしまわず、身に着けていること、また使用すること。
- (8) 試験時間中に、定規、コンパス、電卓、そろばん等の補助具を使用すること。

上記(1)から(8)以外にも、以下の①から⑥の行為を行うと不正行為となることがあり、場合によっては文書や口頭で警告します。不正行為とみなされた場合は失格とし、それ以降の受験は認めません。また、それまでに受験していた全ての教科・科目の成績を無効とします。

- ① 試験に関することについて、虚偽の申出を行うこと。
- ② 監督者に申告せず「コート」、「マフラー」、「座布団」を使用すること。
- ③ 机の下や服のポケット等に手を入れ続けるなど、不正の疑いがある行為をすること。
- ④ 試験場において、監督者の指示に従わないこと。
- ⑤ 試験場において、他の受験者に迷惑となる行為をすること。
- ⑥ その他、試験の公平な実施を損なう恐れのある行為をすること。

障害等のある入学志願者との事前相談

学校推薦型選抜において、障害を有する等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある 入学志願者のための事前相談を行いますので、相談を希望する場合は、あらかじめ「3.連絡先」 まで申し出てください。

1. 期 限

令和4年10月6日(木)

※不慮の事故等で期限後に相談が必要となった場合は、できるだけ早く連絡してください。

2. 方 法

下記の事項を記載した申請書(様式は任意)、令和5年度大学入学共通テストにおける「受験上の配 慮事項決定通知書(写)」及び健康診断書を提出することとし、必要な場合は、本学において志願者又 はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。

申請書に記載する事項

- (1) 志願者の氏名、住所(連絡先電話番号も記載してください。)
- (2) 志願学科
- (3) 障害等の種類・程度
- (4) 受験上の配慮を希望する事項
- (5) 修学上の配慮を希望する事項
- (6) 出身学校でとられていた配慮事項
- (7)日常生活の状況

3. 連絡先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学 入試課入学試験係 電話 077-548-2071 (直通)

合格者発表

令和5年2月14日(火)午前10時(予定)

本学ホームページ (https://www.shiga-med.ac.jp/) において合格者の受験番号を発表し、合格者には合格通知書とともに入学手続書類等を送付します。なお、推薦いただいた学校長には選考結果を文書により通知します。

入学手続書類等が2月15日(水)に到着しない場合は、2月16日(木)に入学試験係(12ページの「出願手続2の照会先」)に電話連絡してください。

入 学 手 続

- 1. 日 時
 - 郵送による

令和5年2月20日(月)午後5時必着

2. 手続場所 (郵送先)

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学 入試課入学試験係 電話 077-548-2071 (直通)

- 3. 納付金
 - (1) 入学料 282,000 円
 - (2) 授業料 未定 (参考: 令和4年度 267,900円(前期分) 〔年額 535,800円〕)
 - ① 未定としている授業料の額及び納付の詳細については、合格者に別途通知します。
 - ② 前期分の授業料は、口座振替又は本学所定の振込依頼書により令和5年5月中に納付していただくことになります。
 - ③ 授業料については、年額を納付することができます。
 - ④ 授業料が在学中に改定された場合は、改定時から新しい授業料を適用します。
- 4. 納付金の猶予等

入学料及び授業料には徴収猶予等の制度があり、これに関する手続等については、合格者に別途通知します。

5. 提出書類等

入学手続に必要な書類やその他詳細については、合格通知書を送付する際にお知らせします。

- 6. 留意事項
 - (1) <u>入学手続には、本学受験票と大学入学共通テスト受験票が必要となりますので、紛失しないよう</u> 注意してください。
 - (2) 学校推薦型選抜合格者で、本学の指定する期限までに入学手続を完了しなかった者は、学校推薦型選抜の合格者としての権利を失うとともに、他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。

ただし、やむを得ない事情により、推薦を行った高等学校長から令和5年2月20日(月)午後5時までに「学校推薦型選抜辞退願」(様式任意)を本学に提出し、許可を得た場合はこの限りではありません。

7. 一般選抜への出願

- (1) 学校推薦型選抜の志願者は、不合格となった場合に備え、本学を含む、いずれの国公立大学・学部の一般選抜にも出願することができます。出願する場合は、「前期日程」の大学・学部から一つ、「後期日程」の大学・学部から一つの合計二つの大学・学部に出願することができます。ただし、大学入学共通テストの受験を要する教科・科目については、当該大学・学部の指示に従ってください。
- (2) 学校推薦型選抜の志願者が本学の一般選抜に出願する場合は、学校推薦型選抜出願書類等とは別に、一般選抜の「出願書類等(一般選抜の募集要項を参照)」を整え、出願期間中(令和5年1月23日(角)~2月3日(金)消印有効)に提出してください。

8. その他

入学の確約に違約した場合は、翌年度以降の出身学校からの推薦を受理しないことがあります。

個人情報の取扱い

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報については、次のとおり取り扱いますので、予めご了承ください。

- 1. 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人滋賀医科大学個人情報 保護規程」に基づいて取り扱います。
- 2. 出願書類等に記載された氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用します。
- 3. 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料作成のために利用します。
- 4. 合格判定資料作成業務(氏名・住所を除く)での利用に当たっては、一部の業務を本学から当該 業務の委託を受けた業者(以下、「受託業者」という。)において行うことがあり、受託業者に対 して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、匿名化された個人情報の全部又は一部を 提供します。
- 5. 国公立大学の一般選抜における合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、氏名、本学の受験番号、大学入学共通テストの受験番号に限り、合否及び入学手続に関する個人情報を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達します。
- 6. 出願書類等に記載された個人情報は、①教務関係(学籍、修学指導等)、②学生支援関係(健康 管理、奨学金申請等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

出願書類記入上の注意

黒・青のボールペン又はインクを使用し、自筆で丁寧に記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。

入学志願票

- 1. 1 から 7 までの項目にはすべての志願者が記入し、8、9 (裏面) は該当者が記入してください。
- 2. ③ 「生年月日」欄の年・月又は日が一桁の場合は、前に0を付し二桁として記入してください。
- 3. 4 「性別」欄へは1又は2の性別コードを記入してください。
- 4. 5 「大学入学共通テスト登録教科等確認」欄へは、大学入試センターから令和4年10月下旬までに届く確認はがき等により本学が受験を要するとして指定した教科・科目を出願において間違いなく登録したことを確かめたうえで、確認欄に○印を記入してください。
- 5. 7 「合格通知を受ける場所」と「緊急時の連絡先」も必ず記入してください。現住所と同じ場合は「同上」と記入してください。

なお、「緊急時の連絡先」の電話番号(携帯電話)については、志願者本人の電話番号 (携帯電話)とは別の保護者等の志願者本人と必ず連絡のつく方の電話番号(携帯電話) を記入してください。

電算処理原票

- 1. ①から③の項目は、記入しないでください。(本学で記入します。)
- 2. ④「令和5共通テスト成績請求票貼付欄」に貼付する「成績請求票」については、試験当日(12月 17日(土))に回収しますので、必ず持参してください。(学校推薦型選抜用、総合型選抜用、前期日程 用及び後期日程用の成績請求票は、それぞれ異なりますので注意してください。)

なお、成績請求票の再発行を受けた場合は、再発行分のみが有効です。

3. ⑤性別

入学志願票の 4 に記入した1又は2の性別コードを記入してください。

4. ⑥出願資格

入学志願票の 6 に \bigcirc を付した数字を記入してください。(看護学科志願者は1 と記入してください。)

5. ⑦高等学校等卒業コード

入学志願票の 6に○を付した横の卒業コードを記入してください。 (看護学科志願者は05と記入してください。)

6. ⑧高等学校等コード

入学志願票の 6 に記入した高等学校等コードを記入してください。

滋賀県医師養成奨学金制度の概要

1. 奨学金貸与の対象者

将来、滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院(一部診療所を含む。以下同じ。)で診療業務に従事する意思を有し、一般の入学者とは別の選抜枠により滋賀医科大学医学部医学科に入学する学生が対象です。

2. 奨学金の額等

- (1) 年額180万円を毎年度一括貸与します。
- (2) 大学卒業するまでの6年間、毎年度貸与します。ただし、休学、留学、復学または留年した場合であっても、同一人に貸与する奨学金の総額は1,080万円です。(貸与回数6回)
- 3. 貸与契約の解除

大学在学中、下記のいずれかに該当した場合に契約を解除します。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 在学中に留年を3回したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

4. 奨学金の返還免除

- (1) 大学卒業後、次の<u>ア〜ウのいずれの条件も満たした場合に、滋賀県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還を全額免除</u>します。
 - ア 大学卒業後9年間(以下「義務年限」という。)滋賀県内の病院に在籍し、臨床研修および診療業務(専門研修を含む。以下同じ。)に従事すること。
 - イ 義務年限中、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定める滋賀県医師キャリア形成プログラム (22ページ参照) に参加すること。
 - ウ 義務年限中、6年目以降は滋賀県知事が指定する県内の病院において診療業務に従事する こと。
- (2) 次のア〜キに該当する期間は、義務年限に算入しません。

※合計8年間(イの事由で4年+ウ~キの事由で4年)の一時中断が可能

- ア 大学卒業後、医師国家試験に合格するまでの期間。
- イ 大学院(医学を履修する課程に限る)に在籍している期間。(県内病院で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合を除く。)
- ウ 国内または海外の病院または研究所等で医療に関する研修(臨床研修を除く)を受けている期間。
- エ 医療に関する研究等のため海外へ留学している期間。
- オ 県内の病院以外の医療機関で診療業務に従事している期間。 (臨床研修を除く。)

- カ 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇または育児休暇等の取得期間。
- キ 疾病、負傷その他の事由により診療業務に従事していない期間。
- (3) (2) の義務年限に算入しない期間があった場合は、当該期間分義務年限が延長されます。
- (4) 診療業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難となったと認めるときは、滋賀県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還を全額または一部免除します。

5. 奨学金の返還

次の(1)~(7)のいずれかに該当したときは、貸与された奨学金を、<u>年利 10%の利息ととも</u> に、該当した日の翌月から 6 カ月以内に一括で返還していただきます。<u>利息は毎年度貸与した金額</u> それぞれについて、貸与を行った日の翌日から返還事由に該当した日までの期間(義務年限の不算 入期間は除く。)の日数に応じ、上記利率で計算します。

- (1) 「3. 貸与契約の解除」に掲げた事由により、貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学卒業後2年以内に医師国家試験を受験しなかったとき、または合格しなかったとき。
- (3) 医師免許取得後、直ちに県内の病院で臨床研修を受けなかったとき、または臨床研修を修了しなかったとき。
- (4) 臨床研修修了後、県内の病院において、診療業務に従事しなかったとき、または診療業務に 従事しなくなったとき。
- (5) 「4. 奨学金の返還免除」(1) ウに規定する6年目以降において、滋賀県知事が指定する 県内の病院で診療業務に従事しなかったとき、または従事しなくなったとき。
- (6) 診療業務外の理由により死亡したとき。
- (7) 「4. 奨学金の返還免除」 (2) ウ~キに該当する期間を通算した期間(以下「通算期間」という。) が4年を超えたとき。ただし、(2) イに該当する期間がある場合は、4年を上限として当該期間を通算期間に加算することができる。

6. その他

- (1) 奨学金の返還義務が生じた後、引き続き大学または大学院で医学を履修する課程に在籍しているときその他やむを得ない理由があるときは、当該期間は返還が猶予されます。
- (2) 本奨学金は、滋賀県医師養成奨学金貸与要綱および同細則に基づき貸与します。
- (3) 一般社団法人日本専門医機構では、都道府県との同意なく、地域枠等における従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、当該医師を専門医として認定しない取り扱いとされていますので、留意してください。

滋賀県医師キャリア形成プログラムについて

- 1. 目的
- (1) 対象医師のキャリア形成を支援し、滋賀県の地域医療を支える人材を育成する。
- (2)対象医師の県内医療機関への就業や定着を促すとともに、医師が不足する医療機関への派遣により県内の医師偏在の解消を図る。
- 2. プログラム参加対象者

以下の(1)~(4)の者には、卒業後、本プログラムが適用されます。

- (1) 地域枠で入学し、卒業した医師
- (2) 地元出身者枠のうち、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する契約を当該都道府 県と締結する旨の要件がある定員枠で入学し、卒業した医師
- (3) 自治医科大学を卒業した医師
- (4) その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師
- 3. プログラム対象診療科
 - 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神 経外科、放射線科、麻酔科、病理、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
 - ((一社)日本専門医機構が定めた19の基本診療科のうち、滋賀県内に基幹施設のある18の基本 診療科)
- 4. プログラムの対象となる期間

<u>修学資金等の就業義務年限と同じ</u>であり、期間中、<u>県が定めた県内の医師不足地域で一定期間就業</u>する必要があります。

- 5. プログラムの策定方針
- (1) 各診療科のプログラムを滋賀県医師キャリアサポートセンター(以下「センター」という。) で作成し、滋賀県地域医療対策協議会で決定します。
- (2) プログラム参加対象者は、**入学時にプログラムへの参加の同意**、臨床研修2年目に診療科の選択を行います。
- (3) プログラム参加対象者が選択した診療科において、センターは県内医療機関での勤務とキャリア形成が両立できるよう、必要なサポートを行います。
- (4) プログラムに基づく派遣調整にあたり、センターはプログラム参加対象者と面談を実施し、希望を確認した上で派遣案を作成します。
- (5) 作成された派遣案は、滋賀県地域医療対策協議会の承認を得て決定します。
- (6) プログラム開始後も、センターは随時面談を実施し、プログラム参加対象者の希望を確認し、 その都度修正を行います。
- ※本プログラムは毎年、対象医師や学生に意見聴取を行い、滋賀県地域医療対策協議会において協議 のうえ更新しますので、今後変更の可能性があります。

キャリア形成卒前支援プランについて

1. 目的

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援する。

2. プログラム参加対象者

以下の(1)~(4)の者のうち、同意が得られた学生に本プランを適用します。

- (1) 地域枠で入学した学生
- (2) 従事要件がある地元出身者枠で入学した学生
- (3) 自治医科大学の学生
- (4) その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生
- 3. プログラムの対象となる期間

入学時または当該プランへ適用の同意を得た時から卒業まで。

- 4. プランの内容(※今後変更の可能性あり)
- (1) 滋賀県医師キャリアサポートセンター懇談会 滋賀県で活躍する先輩医師が講師となり、これまでのキャリアや滋賀県で働く魅力について講演を行います。
- (2) 「学内で地域医療の体験ができる」課外授業シリーズ 地域で活躍する医師を講師に招き、地域医療を志す医学生等に向けて講義を行います。
- (3) 滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ「宿泊研修」 滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修を行い、地域の医療機関に勤務する医師 や看護師、地元の住民の方と直接交流する機会を設けます。
- (4) 自治医科大学・地域枠学生の夏季地域医療実習

自治医科大学滋賀県同窓会(さざなみ会)と共同で、地域医療を第一線の現場で体験すること、 地域医療に対する動機を明確にすること、将来地域医療に従事する仲間との交流を深めることを 目的に地域医療実習を行います。

※本プランは毎年、対象学生に意見聴取を行い、滋賀県地域医療対策協議会において協議のうえ更新 しますので、今後変更の可能性があります。

【奨学金・キャリア形成プログラム・卒前支援プランに関する問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 詳しくはこちら

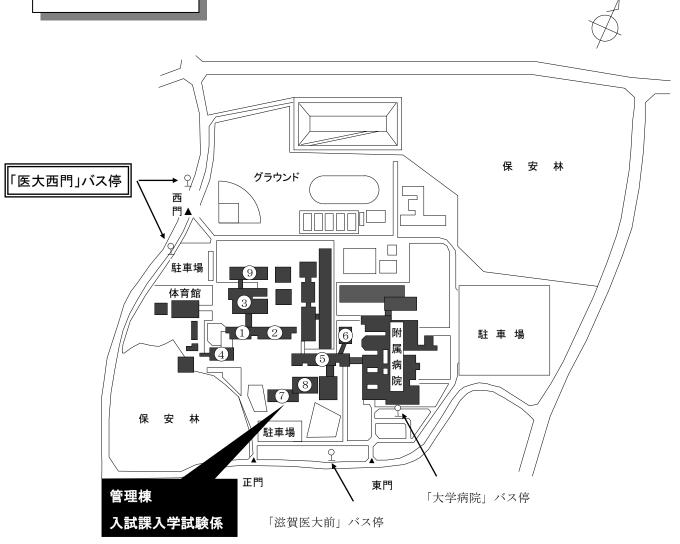
医療政策課医療人材確保係

TEL 077-528-3613

e-mail ef00070@pref.shiga.lg.jp



学内の略図



- ① 一 般 教 養 棟
- ② 基 礎 研 究 棟
- ③ 基礎講義・実習棟
- ④ 福 利 棟
- ⑤ 臨 床 研 究 棟
- ⑥ 臨 床 講 義 棟
- ⑦ 管理棟・保健管理センター
- ⑧ 図書館・マルチメディアセンター
- ⑨ 看 護 学 科 棟



医学科における研究医の養成について

近年、基礎医学の研究と教育を担う医学研究者が不足しています。本学では基礎系研究医の養成のため、医学部在学中から希望する研究室において研究活動に取り組むことによって、医学研究の重要さや面白さを知るための機会を提供する「研究医養成コース」を設けています。

なお、このコースには、入試の区分(一般・推薦・学士編入学)に関係なく参加できます。

1. 研究医養成コース

- (1) 研究医養成コースは入門研究医コースと登録研究医コースから構成されています。
- (2) 入門研究医コースへの参加は第1学年から可能で、授業時間外での勉学の場を設け、講座への 配属を行い、研究医のための動機づけを行います。
- (3) 登録研究医コースでは4つの専攻分野(分子医科学、病理学、法医学、公衆衛生学)から1つを選択し、研究課題を決め、更なる勉学を進め、論文発表の機会を持ちます。最短で、入学から5年目にPhD-MD制度*による大学院進学が可能となる(Aプラン)ほか、専攻分野によっては、6年間の医学部教育の後に大学院に進学する(Bプラン)と卒後臨床研修をしながら大学院に社会人入学する(Cプラン)があります。

*PhD-MD 制度

医学科第4学年修了後ただちに大学院医学系研究科博士課程に進学し、本人の意思により博士の学位 (PhD) を取得した後、医学科第5学年に復学して臨床医を目指す道、あるいは基礎系研究者となる道のいずれかを選択できる制度のことをいい、本学では平成18年度から導入しています。

※研究医養成コースの詳細は HP をご確認ください。

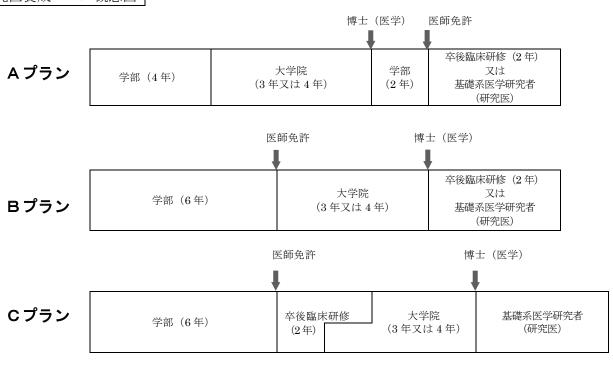
https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/education/research-doctor-course



2. 研究医をめざす人材への経済的支援について

研究医養成コースについては、安定した収入源の確保のため、大学院在学期間中に受給可能な 奨学金制度を準備しています。

研究医養成コース概念図



大 学 案 内

本学は、昭和49年10月に医学部医学科を設けて開学し、昭和53年10月には附属病院を開院しました。昭和56年3月に第1回卒業生を送り出し、昭和56年には大学院博士課程を設置しました。また、平成6年には医学部に看護学科を、平成10年には大学院に修士課程看護学専攻を設置しました。

医学科においては、6年の教育課程を修了し、卒業を認定された者に対して、学士(医学)の学位を授与します。また、 卒業すると、医師国家試験受験資格が得られます。

なお、医学科にはPhD-MD制度があります。PhD-MD制度とは、医学科4年修了後ただちに大学院に進学して、博士号の学位 (PhD) を取得した後、本人の意思により医学科5年に復学して臨床医を目指す道、あるいは基礎系研究者となる道のいずれかを選択できる制度のことをいいます。

看護学科においては、4年の教育課程を修了し、卒業を認定された者に対して、学士(看護学)の学位を授与します。 また、卒業すると、看護師の国家試験受験資格が得られます。なお、保健師または助産師の課程(いずれも選択制・定員制・学内選抜)を修了した者は、看護師のほか保健師または助産師の国家試験受験資格も得られます。

入学時の諸経費

- 1. 入学料 282,000 円
- 2. 授業料 未定(参考: 令和4年度 267,900円(前期分) [年額 535,800円])

(備考) (1) 授業料については、年額を納付することができます。

- (2) 授業料が在学中に改定された場合は、改定時から新しい授業料を適用します。
- 3. 学生教育研究災害傷害保険(参考:令和4年度)

医学科 4,800円(6か年分)

看護学科 3,370円(4か年分)

4. 学研災付帯学生生活総合保険(参考:令和4年度)

医学科 51,450円 (6か年分)

看護学科 37,170円(4か年分)

修学支援制度

1. 高等教育修学支援新制度

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学 金と授業料等減免による支援を行う制度です。

この制度による支援を受けるには、進学する前年に高校などを通じて、あるいは進学後に大学を通じて、日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金に申し込みが必要です。

授業料等減免の支援額は、下表のとおりです。(給付型奨学金の支援額は「3. 奨学金制度 (1)日本学生支援機構」の項目に記載。)

【支援額】

授業料等減免上限額 入学料:282,000 円 授業料:535,800 円

※上記の支援額は、住民税非課税世帯の学生への支援額です。

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の 2/3 又は 1/3 の支援額となります。

【掲載箇所】

本学ホームページ TOP→教育・学生支援→学生生活→高等教育修学支援新制度 https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/study-support

2. 入学料及び授業料の徴収猶予制度

経済的に困難である学生を対象に選考のうえ、入学料及び授業料の徴収を猶予する制度です。

【掲載箇所】

本学ホームページ TOP→教育・学生支援→学生生活→授業料免除・徴収猶予 https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/tuition-exemption

3. 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構

人物、学業成績ともに優れ、かつ経済的理由により就学困難な者は、日本学生支援機構の選考を経て、奨学金の給付あるいは貸与を受けることができます。なお、日本学生支援機構奨学金の種類と貸与月額は、下表のとおりです。

種類	区分	給付(貸与)月額
給付型奨学金	自宅通学者 自宅外通学者	29,200 円 66,700 円
第一種奨学金 (貸与・無利息)※1	自宅通学者 自宅外通学者	20,000 円・30,000 円・45,000 円 20,000 円・30,000 円・40,000 円・51,000 円
第二種奨学金 (貸与・有利子)※2		2万円~12万円の間の1万円単位で希望貸与 月額を選択
入学時特別増額貸与奨学金※3		10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択。初回の奨学金振込み時に増額して貸与。

- ※1 給付型奨学金受給者は、第一種奨学金の貸与月額が減額されます。詳細は日本学生支援機構ホームページを参照してください。
- ※2 在学中は無利息、卒業後は3%を上限とする利息付き。
- ※3 入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできません。(日本政策金融公庫の国の教育 ローンを利用できなかったものに限る)
- (2) その他、地方公共団体及び民間の奨学団体による育英奨学制度があります。

【掲載箇所】

本学ホームページ TOP→教育・学生支援→学生生活→奨学金等

https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/scholarships

福利・厚生

学内には、生協(食堂・売店・書籍)、コンビニエンスストア、コーヒーショップ、理髪室、簡易 郵便局、キャッシュコーナー等があり、日常生活の便宜が図られています。

健 康 管 理

学生の健康管理のために、保健管理センターを設置し、健康で明るい学生生活が送れるよう、 常時、医師及び看護師が、けがや病気の際の応急処置のほか、健康診断をはじめとする集団検診、 健康相談、カウンセリング及び保健指導を行っています。

また、本学は敷地内全面禁煙の宣言を行い、国民の健康を守ることを使命とする医療人育成に 全力を挙げて取り組んでいます。

学生教育研究災害傷害保険

この制度は、学生が被る種々の教育研究活動中の災害に対して、これを救済する補償制度です。 本学では、入学手続時に全員が加入することを原則としています。

教育研究活動中とは、正課中、学校行事に参加中、学校施設内での休憩中、課外活動中又は学校施設外で大学に届け出た課外活動中及び通学中等をいい、これらの活動中に被った急激、かつ偶然な外来の事故による身体の傷害が保険金支払いの対象となります。

保険金の内容 (参考:令和4年度)

事 故 区 分	保険金の種類	支払保険金額	入院加算金
	死 亡	2,000 万円	
正課中及び学校行事に参加中	後遺障害	3,000 万円まで (その程度に応じて)	
	医 療	30 万円まで (治療日数1日以上)	
	死 亡	1,000 万円	
上記以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等	後遺障害	1,500 万円まで (その程度に応じて)	入院 1 日につき 4,000 円 (左記の金額に加算されます。)
相互間の移動中	医 療	30万円まで (治療日数4日以上)	
	死 亡	1,000 万円	
学校施設外での課外活動中	後遺障害	1,500 万円まで (その程度に応じて)	
	医 療	30 万円まで (治療日数 14 日以上)	

課外活動

課外活動施設として、体育館、武道場、グラウンド、テニスコート、水泳プール、ヨット艇庫、ボート艇 庫、音楽棟、クリエイティブ・モチベーションセンター等があり、次の課外活動団体が活動しています。

文化系 写真部、軽音楽部、コンピュータークラブ、SUMS ESS、美術部、管弦楽団、囲碁・将棋部、混声合唱団、茶道部、遊書会、アカペラサークル Jingle Jangle、国際保健・地域医療研究会 TukTuk、園芸部、医学研究サークル Affiniche、学習支援ボランティアサークル アトラス、救急医療研究サークル SALSA、若鮎祭実行委員会、ダンスサークル AMU'S、しがぬいぐるみ病院、メンタルヘルス研究会 HAMMOCK、東洋医学研究会、リレー・フォー・ライフ・ジャパン滋賀医科大学実行委員会、

体育系 バドミントン部、硬式庭球部、剣道部、サッカー部、バスケットボール部、ラグビー部、スキー部、バレーボール部、準硬式野球部、ヨット部、水泳部、端艇部、ハンドボール部、ワンダーフォーゲル部、陸上競技部、ソフトボール部、柔道部、ゴルフ部、合気道部、スノーボード部、空手道部、卓球部

通学の交通機関

JR 東海道本線(琵琶湖線)瀬田駅(新快速は停まりませんので普通電車をご利用ください。)から、路線バスで約15分です。なお、自動車通学は、原則として認めていません。

検定料振込用紙等

検定料納付確認書

- ※1 下切り取り以下の用紙により、令和4年10月18日(火)から、
 - 11月8日(火)の期間に振り込んでください。
- 2 右の台紙に「振込金受領証明書」を貼り付けたものを関係書類と 共に送付してください。

この枠内に振り込み後の「振込金受領証明書」を貼り付けてください。

振込金(兼手数料)受領: (本人保存) ⋖

振込金受領証明書

 \circ

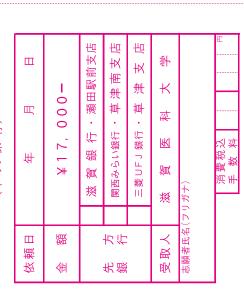
(大学提出用)

-000

¥17,

受取人

露



柘

出 艸

圖

制

滋賀医科大学

上記の金額正に受取りました。

取扱銀行収納印

取扱銀行収納印 为压 銀行

淮 믒

Ш 趇 舳 (取扱店保存) 젅 込 祳 投 Ш

刪

മ

負担

手数料ご依頼人

Ε		-0						00	0	0						
ΆĽ	数	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	-					000 100	000 20	000 10	000 合計	00 つり銭	, 1 1 1, 1, 1	取扱銀行収納引		
電信地	Ш	金額		現金	当手枚	品 他手 枚	ía.	10, 000	金 5,000	種 2,000	1,000	200	Ē	収扱		J
日 振 込 指 定	口座番号	0146970	0E14442	0014440	1100117	110214/	4 . 4 /	1 2 7	∄ +	ት <	۲۰٫۰					
	預金種目	票票	阿州	則回	別相	則回	. 4	7	Ã	ţ	してください。					Œ
年 月	銀行	瀬田駅前支店	出土	1	七十ヵ年	\ \ \	+ / . +	<i>n</i> 1 <i>n</i>	立	×4	願者氏名(フリガナ):もれのないよう打電して					
Ш	先方	滋賀銀行・	エフ. い い く日 公二	対四かりい歌1] -	二苯二二组分	※ O L J 単7.1	-2		************************************	×	志願者氏名(フリガナ		氏 名(漢字)		住 所 干	
佐賴		″~	_	<u>u</u>	L'	1			K K		TIE!	ĵJ	夜品	早		<

◎取扱銀行へのお願い

- ①太線内を必ず打電してください。 ②金額の訂正はできません。 ③収納印は1・2・3にもれなく正確に押印し、A・C票は必ず依頼人にお返しください。 ④滋賀銀行以外の銀行・信用金庫から振り込まれる場合は手数料が必要です。 ⑤本振込依頼書は、令和4年11月9日(水)以降は取り扱わないでください。



入学者選抜等に関する照会先

滋賀医科大学 入試課入学試験係 〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町 TEL 077-548-2071

E-mail hqnyushi@belle.shiga-med.ac.jp https://www.shiga-med.ac.jp/



https://daigakujc.jp/shiga-med/